

経済産業省

官 印 省 略

平成15・03・24製局第14号

平成15年4月1日

関東経済産業局長 殿

経済産業省製造産業局長

一括して委託しなければならない競技関係事務について

(小型自動車競走法施行規則第5条の規定による委託の範囲について)

小型自動車競走法第4条後段の経済産業省令で定める一括して委託しなければならない小型自動車競走の競技に関する事務は、同法施行規則第5条で定められたが、同条で定める各事項の解釈は下記のとおりであるから、小型自動車競走の競技に関する事務の委託については、遺憾のないよう施行者及び小型自動車競走会に対し、指導監督をお願いします。

なお、昭和37年10月2日付け37重局第1549号「小型自動車競走法施行規則第13条の規定による委託の範囲について」は、廃止します。

記

小型自動車競走の競技に関する事務として一括委託しなくてはならない業務の範囲及び内容

- (1) 一般の管理業務(従来の小型自動車競走会の経常業務)
- (2) 出場選手及び競走車の検査に関する業務

イ 出場選手の健康状態その他出走についての適正の検査に関すること。

ロ 出場選手の使用する競走車の検査確認に関すること。

ハ 選手及び競走車の競走中の事故調査に関すること。

ニ 競走車の検査関係器具の整備及び保管に関すること。

(3) 審判に関する業務(発走及び審判放送の業務を含む。)

イ 出走選手の紹介に関すること。

ロ 発走、周回通告、着順の決定、勝車の決定、その他審判に関すること。

ハ 前各号に関する報道に関すること。

ニ 前各号の業務を行うに必要な器材設備の整備及び管理に関すること。

(4) 番組編成に関する業務

イ 日本小型自動車振興会に対する出場選手及び競走車のあっせん依頼に関すること。

ロ 出走選手及び競走車の競走別組合せの決定に関すること。

(5) 開催中の出場選手、競走車及び競走路の管理に関する業務

イ 出走選手及び競走車の確定に関すること。

ロ 競走車の整備、管理及び保管に関すること。

ハ 燃料の調達、保管及び配分に関すること。

ニ 開催中の競走路の保守に関すること。

ホ 事故選手の救護及び医務室治療に関すること。

ヘ 選手の取締りその他保護管理に関すること。

ト 前各号の業務を行うため必要な器材設備の整備及び管理に関すること。

(6) 開催中の総務に関する業務(小型自動車競走会が行う開催中の庶務、渉外及び経理事務)